（担保付社債信託法施行規則の一部改正）

第三条　担保付社債信託法施行規則（平成十九年内閣府令第四十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

改正後	改正前
（外国会社の許可の申請） **第七条**　法第十七条第一項の許可を受けようとする会社は、許可申請書に次に掲げる書面を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。 ［一～三　略］ 四　発行会社（法第二条第一項に規定する発行会社をいう。第九条第一項第四号及び第十八条において同じ。）の営業状態を知るに足りる書面 ［五～七　略］ （信託証書等の届出） **第九条**　［略］ ２　事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）第二百二十五条第一項の場合における前項の適用については、同項第二号中「種類及び価格」とあるのは、「種類」とする。 （分割発行の場合における信託証書等の届出） **第十条**　信託会社は、法第二十一条第二項の規定により、信託証書に同項各号に掲げる事項を付記したときは、遅滞なく、次に掲げる書面を添付して、その旨を金融庁長官等に届け出なければならない。 一　［略］ 二　前条第一項第三号及び第四号に掲げる書面 （信託業法施行規則の準用） **第十四条**　信託業法施行規則（平成十六年内閣府令第百七号）第二十九条、第二十九条の二、第三十条（第二号を除く。）、第三十条の六、第三十九条（第三項から第五項まで及び第六項第二号を除く。）、第四十条（第二項第三号、第三項、第八項及び第十項から第十四項までを除く。）及び第四十一条（第二項ただし書、第三号及び第六号から第八号まで、第三項第二号イからハまで並びに第七項を除く。）の規定は、法第八条の規定により信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第二十二条から第二十四条まで、第二十八条第三項及び第二十九条の規定を準用する場合に、これを準用する。この場合において、同令第二十九条第一号中「信託会社」とあるのは「信託会社（担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第八条に規定する信託会社をいう。第四十条第四項を除き、以下同じ。）」と、第二十九条の二第三項中「信託会社等（法第二条第十五項に規定する信託会社等をいう。）」とあるのは「信託会社」と、同項第一号中「法又は」とあるのは「担保付社債信託法又は」と、同項第三号イ中「又は法」とあるのは「又は担保付社債信託法」と、第三十条第一号中「信託契約」とあるのは「担保付社債信託法第二条第一項に規定する信託契約」と、第三十条の六第一項中「準用金融商品取引法第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の三第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）及び第三十四条の四第三項において準用する場合を含む。	（外国会社の許可の申請） **第七条**　［同上］ ［一～三　同上］ 四　発行会社（法第二条第一項に規定する発行会社をいう。第九条第四号及び第十八条において同じ。）の営業状態を知るに足りる書面 ［五～七　同上］ （信託証書等の届出） **第九条**　［同上］ ［項を加える。］ （分割発行の場合における信託証書等の届出） **第十条**　［同上］ 一　［同上］ 二　前条第三号及び第四号に掲げる書面 （信託業法施行規則の準用） **第十四条**　信託業法施行規則（平成十六年内閣府令第百七号）第二十九条、第三十条及び第三十九条から第四十一条（第七項を除く。）までの規定は、法第八条の規定により信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第二十二条から第二十四条まで、第二十八条第三項及び第二十九条の規定を準用する場合に、これを準用する。